



## Tax watch update – Issue 4

2009年3月11日

はじめに	2
2008年度確定申告の期限	2
外国契約者向けのハイブリッド方式	2
石油・ガス活動を遂行する下請け業者への課税	3
アセアン・豪州・ニュージーランド自由貿易地域協定	4
失業保険と労働組合費の支払い繰り延べ	4
法人所得税目的の給与引当	4
財務省が法人所得税上のインセンティブを明確化	5
法人所得税の30%減免に関するガイドライン	5
個人向け融資の利息収入にかかる所得税	5
特別売上税に関する規則草案	5
個人所得税コードの登録	6
個人所得税の免除申請に用いる証憑書類	6
一部乳製品の輸入関税率	6

## はじめに

2009年3月になりました。3月といえば、納税申告の期限が重なり、税金に関する新規則の発行や規制上の変更が多く発生する月です。

過去号と同様に、ベトナムの税制に関する最近のいくつかの変更点を以下に記しました。こうした変更点やその影響あるいはビジネスチャンスについてご検討後、お問い合わせ等がございましたら、いつでも弊社までご相談ください。

## 2008年度確定申告の期限

例年3月は、1年を通じて税金関連で最も忙しくなる月です。2008年度分の個人所得税と法人所得税(会計年度が12月31日に終わる法人納税者が対象)の納税申告は、2009年3月31日までに所轄税務当局に提出する必要があります。未納の税務債務についても、確定とともにこの時期に清算した方が賢明です。

なお、税務管理法とその施行ガイドラインによると、個人所得税および法人所得税の確定申告と納税を期限までに行わないと、確定申告の遅れと延納の両方について処罰されることを念頭に置く必要があります。

通常55万～500万ドンとなる遅延の罰金は期限後5～90営業日に課されます。これに加え、延納した税金には1日当たり0.05%の罰金も適用されます(2009年4月1日から罰金は変更されます。その詳細については後ほど説明します)。



弊社では期限までに間に合うよう作業を行っております。税金関連の懸念が生じたか、あるいは税金計算の見直しや、納税申告書の作成依頼とその代行提出にあたって弊社の支援が必要となる場合、いつでもお気軽にお問い合わせください。

## 外国契約者向けのハイブリッド方式

外国契約者源泉税に関するCircular 134は予想通り、経過措置を盛り込んでいません。その結果、外国契約者、特に2009年1月1日の前に締結した契約に対しハイブリッド方式を適用している外国契約者の取り扱いに不明確なところがあります。

外国契約者の一部から出ている懸念に対処するため、財務省は2009年3月10日にOfficial Letter No 2665/BTC-TCTを発行しました。このOfficial Letterは以下の点を確認しています。

- ▶ Circular 134の発効日前に締結した契約の税金面は、契約の満了までCircular 05の条項に従って実施されます。
- ▶ こうした契約に関しては、Circular 134は専ら2009年1月1日以後に再締結または延長されたものに適用が及びます。

また、このOfficial Letterでは、航空、海運、国際速配サービス、および運輸の各セクターの契約には上記が適用されないことを規定しています。

その結果、旧Circular 05の規定に基づいてハイブリッド方式を適用していた契約は、2009年1月1日を過ぎてもハイブリッド方式を適用できる模様です。

## 石油・ガス活動を遂行する下請け業者への課税

財務省は、石油・ガス活動を遂行する下請け業者への税金適用に関する 2001 年 6 月 25 日付け Circular 48/2001/TT-BTC に取って代わるものとして、2009 年 2 月 19 日に Circular 32/2009/TT-BTC を発行しました。適用される税金は、天然資源税、輸出入関税、法人所得税です(資本移転税も含みます)。

- ▶ とりわけ、Circular 32では以下について規定しています。
- ▶ 原油と天然ガスのロイヤルティは、2009年1月19日付けDecree 05/2009/ND-CPに規定されたものに従います(原油は2%引き上げ)。税金計算は旧Circular 48/2001/TT-BTCに定められていたものと類似しています。
- ▶ Circular 32の下では、ロイヤルティの納税申告はもはや四半期毎ではありません。納税申告は今後、年に一度実施します。また、原油にかかるロイヤルティの予備申告は請求日の35日後までに提出する必要があります。
- ▶ 資本移転税は通常、法人所得税に関するCircular 130/2008/TT-BTCの関連規定に従います。
- ▶ 法人所得税に関しては、Circular 32ではCircular 48とは異なり、石油・ガス活動に付随する税額控除対象特別支出一覧を規定していません。その代わりに、控除できる支出は実際に発生し、かつ請求書、領収書、あるいはその他の書類の裏づけを要すると定めています。しかし、Circular 32では原則として控除を認められない支出を定義しています。この税額控除に対するアプローチの変更は、これまでに発効している法人所得税の一般規定の変更内容と整合性のあるものです。
- ▶ 税額控除に伴う原価回収は、関係する生産物分与契約に従います。原価回収比率を生産物分与契約上で定めていない場合、35%を超過することはできません。
- ▶ Circular 32は付加価値税については網羅していませんが、輸出入関税の支払税金の定義に関するルールを盛り込んでいます。その税率は一般輸出入関税に従いますが、これは頻繁に変更されます。

Circular 32ではまた、Decree 05/2009/ND-CPの発効日前に締結した契約や、石油法と法人所得税法の施行日前に投資許可証を付与された企業の契約について、税金面に関する過渡的条項を定めています。



## 税法違反の取り扱いに関するルール改正

政府は2009年2月13日にDecree No 13/2009/ND-CPを発行し、税分野における違反の取り扱いに関する2007年6月7日付けDecree 98/2007/ND-CPを修正しました。

Decree 13では、40～90日の納税申告遅延と90日超の納税申告遅延に対して50万～500万ドンの罰金を定めています(ただし、追加的な税務債務は発生しません)。

なお、この新しいDecreeでは追徴税を課す権利を税務署員に付与しています。例えば、当直税務署員は最大20万ドンまでを、そして税務署長は最大2,000万ドンまでを課することができます。ちなみに、Decree 98の場合、追徴税は一定の違反に限ってこの額の半分に設定しています。Decree 13は2009年4月1日から発効します。



## アセアン・豪州・ニュージーランド自由貿易地域協定

シンガポールで交渉妥結を2008年8月28日に発表してから6ヶ月後となる2009年2月27日、アセアン諸国、豪州、およびニュージーランドからなる12カ国の貿易相がタイにて画期的なアセアン・豪州・ニュージーランド自由貿易地域協定に調印しました。

経済・通商面の観点に立った場合、今回の協定締結は世界金融危機に対する域内の一致団結した対応策であると目されています。そのため、この協定は域内の経済統合を牽引し、難局にあつて域内各国の自由貿易に対する決意を示す前向きなシグナルを世界に発すると期待されています。

この協定は全18章から構成され、具体的な公約の日程を付録として添付しています。また、商品貿易やサービス投資といった様々な課題を網羅しています。多くの場合、協定は低い関税率やゼロ%の関税率を設定するとともに、保護主義に対する新たなセーフガード措置を講じます。

関税措置に関しては、加盟国を拘束する様々な公約や国内投資促進関連法の存在から、その分析は従来よりも複雑で難しくなります。

投資機会や、貴社事業にもたらす課題の分析については、弊社の担当チームまでお問い合わせください。

## 失業保険と労働組合費の支払い繰り延べ

政府の2008年12月31日付けResolution 32/2008/NQ-CPによると、月額給与の1%に等しい失業保険と月額給与の1%に等しい労働組合費の支払いは、2009年の上半期6ヶ月分については繰り延べることができます。ただし、2009年の下半期6ヶ月間のいずれかの時点で全額を支払う必要があります(利息は課されないと思われます)。

## 法人所得税目的の給与引当

財務省の2009年3月2日付けOfficial Letter No 2349/BTC-TCTでは、法人所得税に関するCircular 130/2008/TT-BTCの規定の通り、法人所得税目的の年間給与引当率は納税者が決められることを確認しています。しかし、引当率は給与の17%を超えてはなりません。

## 財務省が法人所得税上のインセンティブを明確化

財務省は2009年3月3日にOfficial Letter 2348/BTC-TGTを発行し、ベトナムのWTO公約に基づく法人所得税上のインセンティブ享受資格との関連で納税者から提起された様々な懸念に回答しました。このOfficial Letterでは、縫製企業のほか、国内原料使用要件に基づいて法人所得税上のインセンティブ享受資格を有し、かつ（輸出比率要件と国内原料使用要件とは別に）法人所得税上のインセンティブ要件を満たした工業団地進出製造企業等は、インセンティブ付与の残存期間にわたり法人所得税上のインセンティブを引き続き適用されることを確認しています。ただし、こうした納税者は以下のいずれかの選択について所轄税務当局に通知する必要があります。

- ▶ 投資許可証の発行日現在の税規則に基づいて、インセンティブ付与の残存期間にわたり法人所得税上のインセンティブを引き続き享受したいこと。
- ▶ WTO公約日（2007年1月）現在の税規則に基づいて、インセンティブ付与の残存期間にわたり法人所得税上のインセンティブを引き続き享受したいこと。

Official Letter 2348ではまた、輸出比率に基づいて法人所得税上のインセンティブを享受できる納税者（縫製企業を除きます）は2011年末まで法人所得税上のインセンティブを引き続き享受できることを確認しています。

## 法人所得税の30%減免に関するガイドライン

財務省は2009年2月4日にOfficial Letter 1326/BTC-GSTを発行し、政府発行の2008年12月11日付けResolution 30/2008/NQ-CPに基づく法人所得税の減免と繰り延べに関する2009年1月13日付けCircular 03/2009/TT-BTCの施行ガイドラインを公表しました。

このOfficial Letterでは、Circular 03/2009/TT-BTCの要件を満たす協同組合、人民基金、個別会計・記録の企業傘下部門を含む適確中小企業が適用対象となることを明確にしています。30%減免または繰り延べの対象となる法人所得は、土地使用権および物件の譲渡所得やその他所得を含めた納税者の総課税所得として計算されます。

## 個人向け融資の利息収入にかかる所得税

税務局の2009年3月5日付けOfficial Letter 735/TGT-TNCNは以下の点を確認しています。

- ▶ 2009年1月1日の前に実施した個人向け融資の利息収入は、個人所得税を一時的に免除されます。しかし、個人自営業者は法人所得税の申告にあたって、個人向け融資活動から得た利息収入をその他事業収益に追加する必要があります。
- ▶ 2009年1月1日以降、利息収入への課税は新しい個人所得税法の規定に従います。繰り延べ期間中、利息収入に課される個人所得税は納付する必要がありません。

## 特別売上税に関する規則草案

特別売上税法の2009年4月1日以降の施行ガイドラインを整備するため、政府はDecree草案を、そして財務省はCircular草案を作成しました。これらの規則では、アルコール類とビールには2010年1月1日から特別売上税が適用されると規定しています。

リスクや事業機会の査定については、弊社の担当チームまでお問い合わせください。



## 個人所得税コードの登録

税務局の 2009 年 3 月 6 日付け Official Letter 770/TCT-TNCN によると、勤労所得のある個人が税金コードの登録を行う場合、様式 No 001/DK-TNCN と、身分証明書または旅券の写しを提出すれば済みます。この Official Letter ではまた、身分証明書または旅券に記載された住所と、登録様式に記載された住所との間に矛盾がある場合、登録様式の住所が税金コードの発行に使用されることを明確にしています。

## 個人所得税の免除申請に用いる証憑書類

二重課税防止協定に基づく個人所得税の免除申請を行うときの証憑書類（契約書）を巡る証券会社の懸念に対処するため、財務省は 2009 年 3 月 6 日付け Official Letter No 2492/BTC-TCT を発行しました。それによると、証券売買契約を締結していない場合、保管銀行や証券会社は（財務省の既定様式に沿って）保護預かりしている株券や債券の発行証明書を通常の契約の代わりに使用できることを明確にしています。

## 一部乳製品の輸入関税率

財務省は 2009 年 3 月 3 日に Circular 30/2009/TT-BTC を発行し、一定の乳製品の輸入関税率を改定しました（ただし、新税率は粉乳には適用されません）。

新しい輸入関税率は、2009年3月9日以降に税関当局に対して登録した税関申告に適用が及びます。



## お問い合わせ先

本ブレティン、またはアーンスト・アンド・ヤング・ベトナムの税務・アドバイザー業務の詳細につきましては、以下までお問い合わせください。

ナム・グエン Nam.Nguyen@vn.ey.com	パートナー
トム・マックレランド Tom.McClelland@vn.ey.com	パートナー
カルロ・ナ바로 Carlo.Navarro@vn.ey.com	ディレクター
ジェフ・シー Jeff.Sea@vn.ey.com	シニア・マネージャー
ニャン・フイン Nhan.Huynh@vn.ey.com	シニア・マネージャー
セーラ・ジャップ Sarah.Jubb@vn.ey.com	シニア・マネージャー
タイン・チュン・グエン Thanh.Trung.Nguyen@vn.ey.com	シニア・マネージャー

## 日系企業担当

浅利 昌克  
Masakatsu.Asari@vn.ey.com

中島 敬仁  
Takahito.Nakajima@vn.ey.com

錦城 和栄  
Kazue.Kinjo@vn.ey.com

ハウ ミー スアン カオ  
Hau.My.Cao@vn.ey.com

Ernst & Young

Assurance | Tax | Transaction | Advisory

## アーンスト・アンド・ヤングについて

アーンスト・アンド・ヤングはアシュアランス、税務、取引、アドバイザーのグローバルリーダーです。世界中で活躍している13万5,000名の弊社スタッフは、価値観を共有しながら一丸となって、品質を絶え間なく追求しております。弊社のスタッフ、顧客、それにより広範な地域社会がそのポテンシャルを大いに発揮できるよう、弊社は独自の取り組みを行っています。

アーンスト・アンド・ヤング・ベトナムでは、顧客の目標達成を支援することにより、全ての顧客に対する最高峰の品質の専門業務を提供することに専念してまいりました。その一方で、弊社と社員の成長願望を実現し、弊社が奉仕する地域社会に前向きな変化をもたらすことを怠りません。

詳細につきましては、[www.ey.com](http://www.ey.com)をご覧ください。

アーンスト・アンド・ヤングとは、アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドのメンバーファームからなるグローバルネットワークを指しています。個々の組織は分離独立した法人組織となっています。また、アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドは英国の有限責任保証会社であり、顧客に対して業務を提供しておりません。

©2009 Ernst & Young Vietnam Limited.  
All Rights Reserved.

本書には要約形式の情報が含まれており、専ら一般的ガイダンスとしての使用を意図していません。入念な調査や専門家としての判断の代用になるものではありません。EYGM Limited、あるいはアーンスト・アンド・ヤングのグローバルネットワークを構成する他のメンバーファームのいずれも、本書の発行内容に依拠した行動または行動の不在によって被った損失について一切責任を負いません。具体的な事項に関しては貴社の適切なアドバイザーとご相談ください。

[www.ey.com/vn](http://www.ey.com/vn)